

平成26年度砺波医師会事業計画書

平成25年度を振り返りますと、国政では、衆参両院で安定多数を得た自公連立政権のもとで、矢継ぎ早に様々な制度の改革が実施されようとしています。

私たちがかわる医療介護福祉の分野では、4月からの消費税率の8%への引き上げと、それを加味した診療報酬の改定が確定しました。また、TPP交渉への参加と呼応した混合診療範囲の拡大の傾向も明らかとなってきました。

さらに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的とした医療制度改革案が議論されています。ここでは、県において、地域医療需要の将来推計意をもとに、二次医療圏ごとの将来の医療必要量を決め、地域医療ビジョンを策定することとなっています。地域にある病床を地域事情に応じて再編しようというふれこみですが実施までには様々な議論がありそうです。

私たち砺波医師会を取りまく砺波市の現状はといいますと、地域住民の高齢化が急速に進み、砺波市全体の高齢化率は本年1月末時点で26.1%、庄東地区の一部ではすでに40%を超える事態となっています。今後さらに高齢化率は上昇しますので、医療や介護を受ける人たちが増えると予想されます。先に触れた医療改革案からは、今後当地区で若干の回復期機能を有する病床の増加が見込まれると思われませんが、慢性期機能を有する病床が需要を満たすほどに増える可能性は薄いと思われれます。このことから、在宅での療養者数が増え、地域での医療供給を担う私たち医師会員も在宅医療にかかわらざるを得ないのではないかと考えます。今後、私たち医師会員が在宅診療を担いやすくするような環境整備、具体的には、砺波総合病院との病診連携の強化や、訪問看護ステーションの充実に向けての働き掛けを進めていきたいと思ひます。

砺波医師会の現状では、昨年4月から公益社団法人砺波医師会として活動しております。これにより、砺波准看護学院も当医師会の公益事業となり、会計も一本化しております。

また、事務経費の区分割合や給与関係諸規程の統一を進め、経費の節減に努めてまいりました。ただ、構造的な収益不足の体質は変わらず今後も様々な苦労が予測されます。

病診連携のための患者情報の共有を目的としたとなみ野メディカルネットは、昨年砺波医療圏内の公立4病院が繋がり実働が開始されています。砺波広域圏事務組合からは今後それぞれの医師会の会員の参加を求められてはおりますが、実用にはまだまだ改善点も多く、それぞれの会員の方の自主的な判断にお任せしている状態です。

砺波医師会の従来からの継続事業に关しましては、砺波医療圏急患センターは、従来どおり運営に携わり、一次医療を担っていきたくて考えております。なお、一部の会員からは、砺波医療圏の急患センターを砺波医師会だけで担うのはいかなものかとの意見も聞かれます。しかし、私たち開業医会員の機関では現実に準夜帯の急患を受け入れてはおりません。また、急患センターができるまでは砺波総合病院の内科系医師の当直業務負担が大変大きく、特に派遣医師からの不満が強く、砺波総合病院への派遣が嫌われる傾向にあり、現実には少なくなりました。そして何よりも、医療人として、地域医療を担う砺波医師会も地域の夜間診療に貢献する

義務があるのではないかと考えから協議の上お引き受けしたものです。このような事情にご理解をいただき、今後も引き続き運営にご協力をお願いします。なお昨年度より運営委託料を増額していただいております。

准看護学院が砺波医師会の公益事業となったことは先に述べましたが、平成27年度には設立50周年を迎えます。先輩の先生方のご苦勞を思うとともに、今後の継続を祈念いたしましてささやかな記念式典と記念誌の発行などを予定し、準備金を予算計上しております。

その他、砺波医師会主催の市民公開講座、学術講演会を従来通り企画いたしますし、従来どおり学校保健事業、予防接種事業、特定健診事業、産業保健事業の円滑な運営に協力していきます。

以上、砺波医師会は、医師会会員の利益を守るとともに、公益法人として医療をはじめその関連事業に参画することをおし地域に貢献していきたいと考えております。

よろしくご審議をお願いいたします。

また今後も本会の運営にご協力いただくとともに、積極的にかかわっていただきますようお願い申し上げます。

各委員会の事業計画は以下の通りです。

- *病診連携委員会：年2回の委員会を行い相互の交流を図る。
- *在宅医療委員会：行政や、訪問看護ステーションも含めた在宅医療を実践
- *地域保健委員会：地域中核病院との連携強化
- *救急医療委員会：大規模災害時の医療機関初動対応の確認、急患センターの円滑な運営
- *学術生涯教育委員会：年10回の学術講演会、市民公開講座の開催
- *広報、ネットワーク委員会：砺波医師会誌「杏和だより」の発行、ホームページの充実
- *産業保健・防災委員会：メンタルヘルス、過重労働対策、災害時の対応
- *保険診療部会：随時対応

実施事業

- ・公益目的事業
 - *准看護師の養成に関する事業
 - *地域住民の公衆衛生を向上する事業
- ・収益事業
 - *医療保健推進の受託事業

公益 1 准看護師の養成に関する事業

(1) 砺波准看護学院（准看護師養成所）の運営

保健師助産師看護師法及び学校教育法に基づき、准看護師として必要な知識、技術を教授し、豊かな人間性を養い、地域社会の医療に貢献し得る有能な医療従事者を育成することを目的として、医療・福祉分野における看護職員の確保のため、安定的な人材の育成を行い、地域の医療・福祉の向上を図る。

公益 2 地域住民の公衆衛生を向上する事業

地域住民の公衆衛生を向上する事業として、医療供給体制の整備及び医療知識の情報提供等を行うことを目的として、次の事業を実施する。

(1) 医療連携体制推進事業

市立砺波総合病院の「地域連携室」と地域の各かかりつけ医との連携を密にし、各疾患の切れ目のない質の高い医療をめざすため、市民への医療施設情報の提供、学術講演会の開催、研修会の開催、市民公開講座の開催、地域中核病院の検査機器等の利用による病診連携等を実施し、地域住民の公衆衛生の向上を図る。

(2) 在宅医療支援センター運営事業

在宅医療の推進体制づくりを支援するため「在宅医療支援センター」を設置し、取扱症例の管理検討、研修会等の開催により、質の高い医療在宅医療の継続のための支援を行う。

収益 1 医療保健推進の受託事業

(1) 砺波医療圏急患センター業務の受託

第一次救急医療の拠点とするために設置されている「砺波医療圏急患センター」での救急医療（医師派遣）業務の受託。

(2) 特定健康診査・心電図読影等検査の受託

- ・ 砺波市が実施している、特定健康診査における血液検査を、当医師会を通じた検査機関への受委託代行業務の受託。
- ・ 市内小中学校における心臓検診の読影（判定）業務受託。

(3) 地域産業保健センター連携事業

「富山県砺波地域産業保健センター」対する、施設貸付等の実施。

(4) 富山県医師会連携事業

富山県医師会の入退会手続き、入会金・会費徴収等業務の受託。